五　新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成十年十二月八日環境庁告示第八十九号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車及び軽自動車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及びすべての二輪自動車を除く。）の項中「九十八デシベル」とあるのは「百五デシベル」と、「九十七デシベル」とあるのは「百三デシベル」とする。

六　新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成十二年二月二十一日環境庁告示第十二号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及びすべての二輪自動車を除く。）の項中「九十九デシベル」とあるのは「百七デシベル」と、「九十八デシベル」とあるのは「百五デシベル」と、二輪の小型自動車及び軽自動車の項中「九十四デシベル」とあるのは「九十九デシベル」と、第二種原動機付自転車の項中「九十デシベル」とあるのは「九十五デシベル」とする。

七　新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成二十五年一月二十五日環境省告示第四号による改正後の別表第一の二の適用を受けていない小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車に係るこの表の適用については、二輪の小型自動車及び軽自動車、第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車の項中「―」とあるのは「八十五デシベル」とする。

八　新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成二十七年十月八日環境省告示第百二十三号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車及び軽自動車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及びすべての二輪自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車を除く。）の項中「―」とあるのは「八十五デシベル」とする。

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三

自動車の種別	自動車騒音の大きさの許容限度　圧縮空気騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて、技術的最大許容質量が二千八百キログラムを超え、空気圧力に対応する制動装置が装着されているもの	七十二デシベル
前欄以外の自動車	―

備考

圧縮空気騒音とは、協定規則第五十一号第三改訂版附則5に規定する試験方法により測定した騒音をいう。

別表第四

自動車に装着するタイヤの種別		自動車騒音の大きさの許容限度　タイヤ車外騒音	
クラスC3タイヤ	ノーマルタイヤ	トラクションタイヤ	七十五デシベル

			トラクションタイヤ以外	七十三デシベル
		スノータイヤ	トラクションタイヤ	七十五デシベル
			トラクションタイヤ以外	七十三デシベル
		シビアスノータイヤ	トラクションタイヤ	七十六デシベル
			トラクションタイヤ以外	七十四デシベル
		特殊用途タイヤ	トラクションタイヤ	七十七デシベル
			トラクションタイヤ以外	七十五デシベル
クラスC2タイヤ	ノーマルタイヤ	トラクションタイヤ	七十三デシベル	
		トラクションタイヤ以外	七十二デシベル	
	スノータイヤ	トラクションタイヤ	七十三デシベル	
		トラクションタイヤ以外	七十二デシベル	
	シビアスノータイヤ	トラクションタイヤ	七十五デシベル	
		トラクションタイヤ以外	七十三デシベル	
	特殊用途タイヤ	トラクションタイヤ	七十五デシベル	
		トラクションタイヤ以外	七十四デシベル	
クラスC1タイヤ	レインフォースドタイヤ、エクストラロードタイヤ又はシビアスノータイヤ	断面幅の呼びが百八十五ミリメートル以下のもの	七十一デシベル	
		断面幅の呼びが百八十五ミリメートルを超え、二百四十五ミリメートル以下のもの	七十二デシベル	
		断面幅の呼びが二百四十五ミリメートルを超え、二百七十五ミリメートル以下のもの	七十三デシベル	
		断面幅の呼びが二百七十五ミリメートルを超えるもの	七十五デシベル	